第1章 ～ 第6章

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の趣旨

本市では、平成１４年に策定された健康増進法に基づいて市民の主体的な健康づくりを推進する指針として、平成２４年３月に、「第１次姶良市健康増進計画」を策定し、さらに平成２８年３月に、「第２次姶良市健康増進計画」を策定し、７つの重要目標をはじめとする様々な健康課題の改善、各種事業に取り組んできました。

令和６年８月に実施をしました「第３次姶良市健康増進計画策定に係るアンケート調査（以下「アンケート調査」という）の結果や計画の達成状況等を踏まえるとともに、健康増進法*第８条第２項に基づく「市町村健康増進計画」として、国の「二十一世紀における第３次国民健康づくり運動（健康日本 21）」、県の「第３次鹿児島県健康増進計画（健康かごしま２１）」を勘案し、今後の健康づくり施策を総合的かつ効果的に推進するため、新たに今後 12 年間における市民の健康増進の指針となる「第３次姶良市健康増進計画（令和７年度～令和１８年度）」を策定しました。

２　第３次姶良市健康増進計画の位置付け

姶良市健康増進計画は、本市の最上位計画である「第２次姶良市総合計画（後期基本計画）」を推進する個別計画の一つとして位置付けられており、その他各種個別計画との連携を通じて、市民の健康増進につながる効率的、効果的な事業の展開を図ります。

また、「第２次姶良市総合計画」（後期基本計画）においては、施策の方向性として、次のことが掲げられています。

【施策の方向性】

- ■　健康に関する個別支援の充実
- ■　各種健（検）診の受診率向上
- ■　健康の保持・増進に関する知識の普及・啓発の促進
- ■　こころの健康づくり、自殺予防対策の推進
- ■　休日・夜間の診療の充実、医療体制の構築
- ■　感染症予防対策の充実
- ■　「かかりつけ医」の定着

＊健康増進法：平成 14 年８月２日号外法律第 103 号で施行

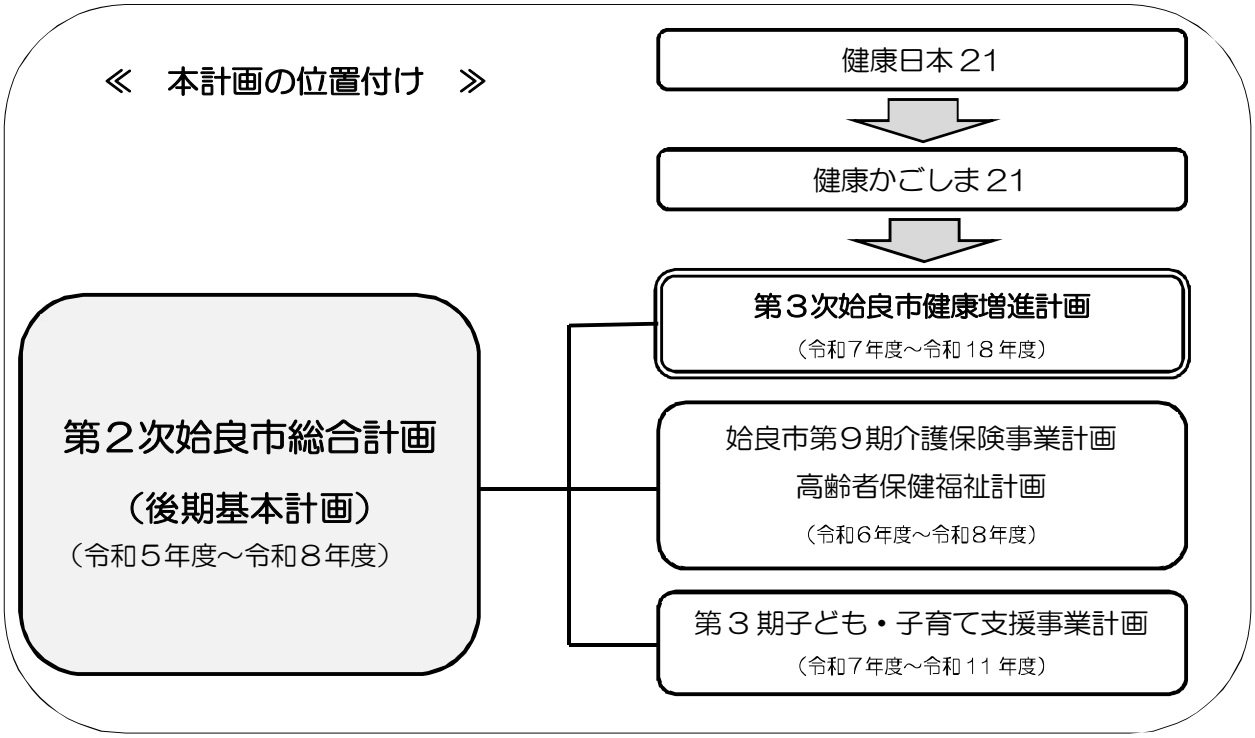
≪　本計画の位置付け　≫
健康日本21
健康かごしま21
第３次姶良市健康増進計画
（令和７年度～令和18年度）
第２次姶良市総合計画
（後期基本計画）
（令和５年度～令和８年度）
姶良市第９期介護保険事業計画
高齢者保健福祉計画
（令和６年度～令和８年度）
第３期子ども・子育て支援事業計画
（令和７年度～令和11年度）

３　計画の期間

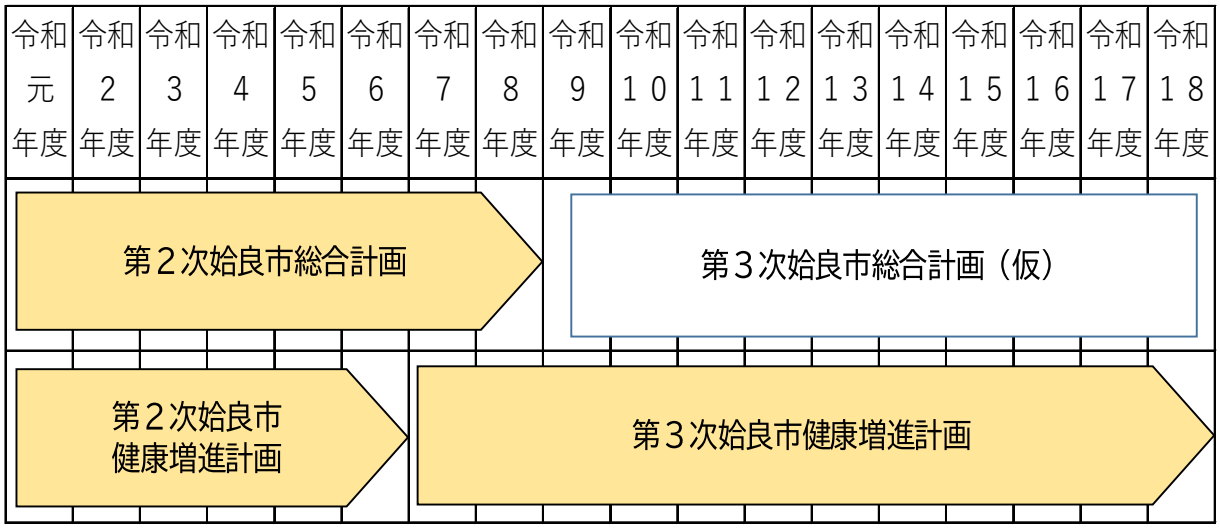
令和元年度
令和2年度
令和3年度
令和4年度
令和5年度
令和6年度
令和7年度
令和8年度
令和9年度
令和10年度
令和11年度
令和12年度
令和13年度
令和14年度
令和15年度
令和16年度
令和17年度
令和18年度
第２次姶良市総合計画
第３次姶良市総合計画（仮）
第２次姶良市
健康増進計画
第３次姶良市健康増進計画

4　基本施策とSDGｓ

SDGｓ（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、2015 年９月の国連サミットにて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの持続可能な世界を実現するための国際目標で、17 のゴールから構成されています。

第３次姶良市健康増進計画の基本理念は、「わたしもあなたも支えあい　夢と希望があふれるまち～みんなが主役の健康づくり～」であり、健康の実現には、市民一人一人が主体的に取り組み、それを社会全体が支援することを目指す本市の健康づくりとＳＤＧｓの理念が重なるものであることから、本計画の着実な推進により、特に以下に掲げるＳＤＧｓの達成を目指します。

	ゴール１「貧困をなくそう」 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	ゴール２「飢餓をゼロに」 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	ゴール３「すべての人に健康と福祉を」 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	ゴール４「質の高い教育をみんなに」 すべての人に包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	ゴール５「ジェンダー平等を実現しよう」 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う

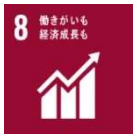	**ゴール８「働きがいも経済成長も」** 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	ゴール 11「住み続けられるまちづくりを」 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	ゴール 12「つくる責任つかう責任」 持続可能な生産消費形態を確保する
	ゴール 17「パートナーシップで目標を達成しよう」 持続可能な開発のための実施手段を強化しグローバル・パートナーシップを活性化する